

一般社団法人国際交流サービス協会役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人国際交流サービス協会（以下「本協会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員（監事を除く。以下同じ）とは、総会で選任された役員のうち、本協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 本協会は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 3 常勤役員の退職にあたっては、別に定める規程により退職手当を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 本協会の常勤役員の報酬は、総会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表第1「常勤役員の報酬月額」に基づきその職務、資格等を勘案して、理事長が理事会で決定するものとする。

- 2 非常勤役員に対する報酬は別表第2「非常勤役員の報酬」に定める額とする。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は、月額をもって支給するものとし、職員給与規程第3条第1項に準ずる。

- 2 非常勤役員にあつては、理事会出席等必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 役員には、その通勤の実態に応じ、職員給与規程第11条に規定する通勤費を支給する。

(日割計算)

第8条 新たに役員になった者には、その日から報酬(通勤費を除く。以下この条について同じ。)を支給する。

2 役員が退職し、又は解任された場合には、その月までの報酬を支給する。

3 役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

(費用)

第9条 本協会は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人国際交流サービス協会の設立の登記の日(平成25年7月1日)から施行する。

別表第1 常勤役員の報酬月額

・ 理事長	950,000円までの範囲内
・ 専務理事	950,000円までの範囲内
・ 業務執行理事	850,000円までの範囲内

別表第2 非常勤役員の報酬

・ 理事会出席等	1回	10,000円（手取り）
・ 監事監査	1回	10,000円（手取り）